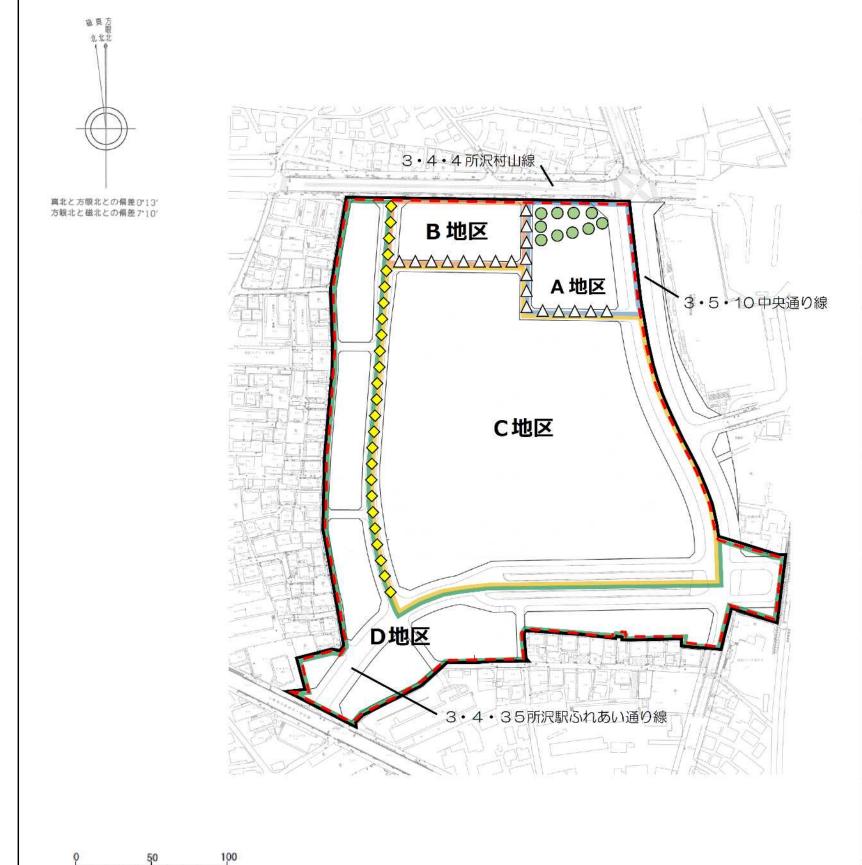
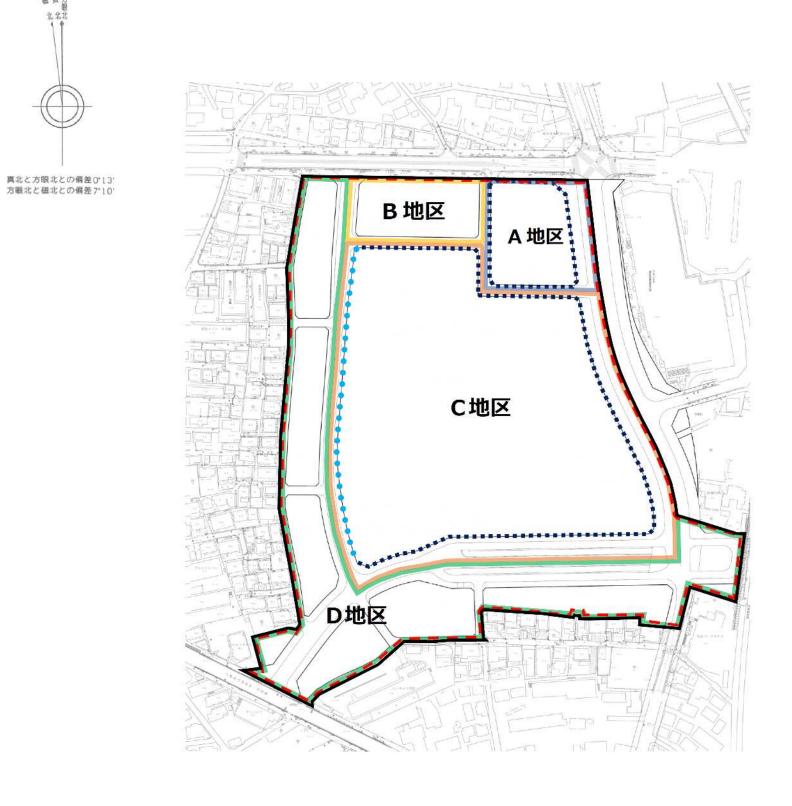
計画図(1/2)

所沢都市計画地区計画の変更(所沢市決定)



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
ΔΔΔΔΔ	地区施設 区画街路 幅員8 m
\$\$\$ \$\$	地区施設 区画街路 幅員 1 2 m ~ 1 5 m
00000	地区施設(広場等の有効な空地) 都市計画道路3・5・10中央通り線と都市計画道路3・4・ 4所沢村山線の交差部に接する、A地区の北側に配置 ※前面に接している壁面後退分を含む
A地区	建築物の敷地面積の最低限度を1,000㎡とする 建築物等の用途の制限 壁面後退区域における工作物の設置の制限 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
B地区	建築物の敷地面積の最低限度を165㎡とする 建築物等の用途の制限 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
C地区	建築物の敷地面積の最低限度を10,000㎡とする 建築物等の用途の制限 壁面後退区域における工作物の設置の制限 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 建築物の緑化率の最低限度 土地の利用の制限
D地区	建築物の敷地面積の最低限度を100㎡とする 建築物等の用途の制限 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

所沢都市計画地区計画の変更(所沢市決定)



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	壁面の位置の制限 (道路境界線から4m)
•••••	壁面の位置の制限 (道路境界線から 6 m)
A地区	垣又は柵(門柱、門塀、門扉を含む)を設けない区域
B地区	道路に面する側の垣又は柵(門柱、門塀、門扉を含む)を設 けない区域
C地区	垣又は柵(門柱、門塀、門扉を含む)を設けない区域
D地区	道路に面する側の垣又は柵(門柱、門塀、門扉を除く)の構造を制限する区域

0 50 100